

津市内における安全性確保対策が必要であるバス停留所一覧表

【資料4-1】

番号	バス停留所名	所在地	バス事業者名	所管警察署名	路線名	道路管理者	交通安全上問題と思われるバス停留所の交通環境	バス停留所の現状	過去3年以内における人身事故の有無	優先度ランク	現時点における今後の方向性
1	五百野 (平木向き)	津市美里町五百野1291番地先	三重交通	津署	国道163号線	津建設事務所	バス車体が横断歩道にかかり、本線の幅員が3.0M以下で交通量が多い	横断歩道に車体がかかる	無	A	来年度に横断歩道を現地点より南側に移設し、合わせて津新町方面行きバス停留所を平木方面行き停留所の向かいに移設する方向で協議を進める。
			津市(コミュニティバス) 【委託先：三重交通】								
2	平木口 (津駅向き) (平木向き)	津市美里町平木601番地先	三重交通	津署	国道163号線	津建設事務所	バス車体が横断歩道にかかり、横断歩道に信号機がなく交通量が多い	横断歩道に車体がかかる	無	A	三重交通と現在、協議中
3	鹿毛 (市場向き)	津市安濃町清水97番地先	三重交通	津署	西古河町安東町第1号線	津市	バス車体が横断歩道にかかり、バス停付近に交差点があり横断歩道に信号機がない	横断歩道に車体がかかる	無	A	三重交通と現在、協議中
4	銭懸 (津駅向き) (棕本向き)	津市高尾野町633-23番地先	三重交通	津署	県道10号線	津建設事務所	バス停付近に交差点があり横断歩道に信号機がない	横断歩道に車体がかかる	無	A	今年度中にバス停留所を現地点より西側に移設する方向で協議を進める。
5	小川 (三行向き) (津駅向き)	津市一身田町豊野1650番地先	津市(自主運行バス) 【委託先：三重交通】	津署	県道55号線	津建設事務所	バス停付近に交差点があり横断歩道に信号機がなく交通量が多いカーブになっている	横断歩道に車体がかかる	無	A	今年度中にバス停留所を現地点より道路反対側の北側に移設する方向で協議を進める。
6	一身田東 (三行向き) (津駅向き)	津市一身田町367-1番地先	津市(自主運行バス) 【委託先：三重交通】	津署	栗真中山町一身田駅線	津市	本線の道路幅員が3.0M以下でバスポケットがなく、バス停付近に交差点があり横断歩道に信号機がない	横断歩道に車体がかかる	無	A	今年度中にバス停留所を現時点より西側に移設する方向で協議を進めるが、道路幅員が狭く、移設したとしても横断歩道の前後5m以内に車体がかかってしまう。

1 「三重県バス停留所安全性確保合同検討会」における方針

横断歩道や交差点に近接した停留所等について、関係各所と連携して停留所の移設・廃止、ハード対策、注意喚起のための看板設置や車内アナウンスの実施等を検討し、バス停留所の安全確保に努める。

※ 三重県バス停留所安全性確保合同検討会構成員

三重運輸支局、三重県警察本部、中部地方整備局、三重県、桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、伊勢市、鳥羽市、玉城町、南伊勢町、志摩市、伊賀市、公益社団法人三重県バス協会、三重交通株式会社、八風バス株式会社、三交伊勢志摩交通株式会社、三岐鉄道株式会社、その他検討会が必要と認める者

2 安全対策への取組の状況

- (1) バス停留所安全性確保対策において、津市が運行主体となっている自主運行バス(廃止代替バス)停留所2カ所、津市コミュニティバス停留所1カ所が対策が必要な停留所とされたことから、運行委託先である三重交通(株)中勢営業所と共に現場を確認し、今後の対策・方針を検討した(令和2年10月23日)。
- (2) 公表後、三重交通と連携しながら、注意喚起のための看板を設置するとともに、令和2年11月11日にバス停留所の移設が可能かどうか所轄警察書とともに現地を確認した。
- (3) 三重交通及び津警察署とともに、令和2年11月19日に三重県津建設事務所を訪問し、県道の外側線の引き直しについて、協議を行なう。

- 1 ^{いおの}五百野 (平木向き) 津市美里町五百野1291番地先



- 2 ^{ひらぎくち}平木口 (津駅向き・平木向き) 津市美里町平木601番地先



- 3 ^{しかも}鹿毛 (市場向き) 津市安濃町清水97番地先



- 4 ^{ぜにかけ} 銭懸 (津駅向き・棕本向き) 津市高野尾町633-23番地先



- 5 ^{こがわ} 小川 (三行向き・津駅向き) 津市一身田豊野1650番地先



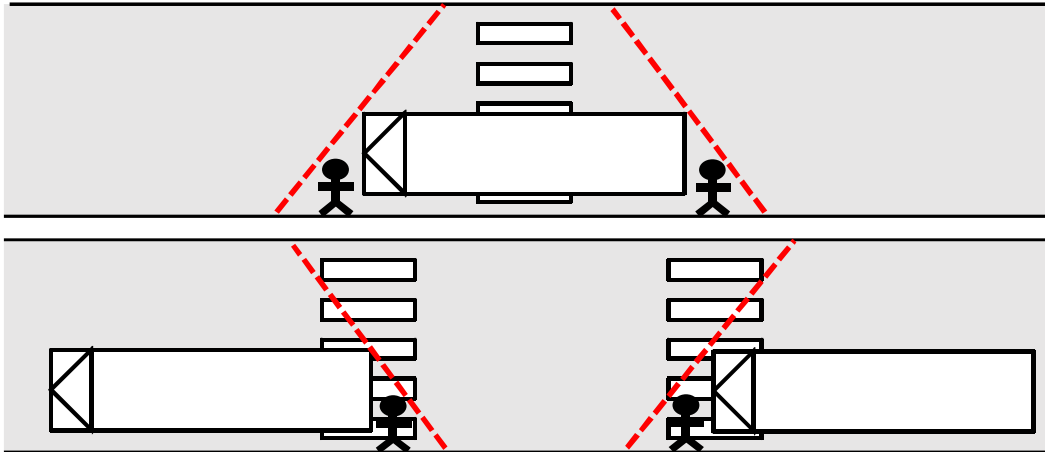
- 6 ^{いっしんでんひがし} 一身田東 (三行向き・津駅向き) 津市一身田町367-1番地先



【図】

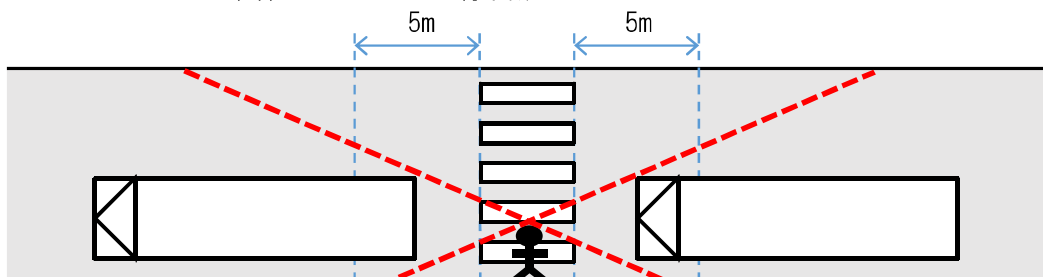
Aランク

- 過去3年以内に停車したバスが要因となる人身事故が発生しているバス停留所
- バスがバス停留所に停車した際に横断歩道にその車体がかかるバス停留所



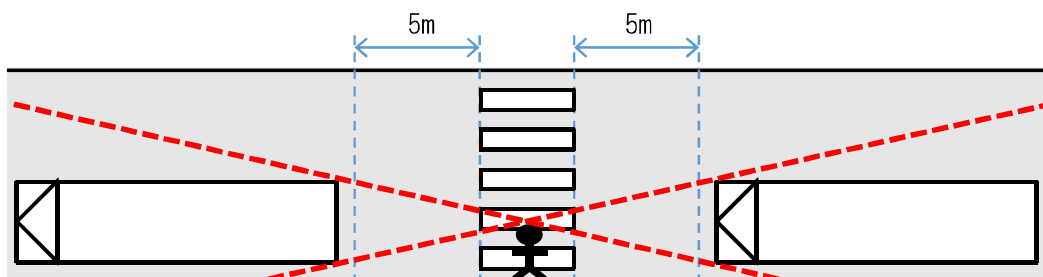
Bランク

- Aランク以外で、バスがバス停留所に停車した際に横断歩道の前後5mの範囲にその車体がかかるバス停留所
- Aランク以外で、バスがバス停留所に停車した際に交差点にその車体がかかるバス停留所



Cランク

- A又はBランク以外で、バスがバス停留所に停車した際に交差点の前後5mの範囲にその車体がかかるバス停留所
- A又はBランク以外で、地域住民等の意見や各都道府県の実情に応じて抽出したバス停留所



※ 横断歩道の図のみ記載しているが、交差点にも準用すること。

令和2年度中に安全性確保対策を実施する停留所

5 小川(三行向き・津駅向き)

安全対策: 停留所を北方面反対側に移設

